Ｅｉｗａ　Ｎｅｗｓ

改正リース取引の取扱い（その２）	平成 20 年 12 月 （ No.　041 ）

あわただしい年の瀬を迎え、経理担当者の方々におかれましては、年末調整などの業務で大変お忙しいことと存じます。

さて、今回は、本年４月に新制度が施行されましたリース取引について、先日国税庁から賃借人の消費税に関する取扱いが新たに公表されましたので、お知らせいたします。

［１］　公表の概要

消費税法上、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、賃借人が「賃貸借処理」をしている場合には、リース料支払時の属する課税期間ごとに仕入税額控除を行うことができることとなりました。

［２］　公表の背景

⑴　会計上

平成19年３月30日に「リース取引に関する会計基準等」が改正されたことにより、リース取引については、原則として「売買処理」が適用されることになりましたが、簡便的に300万円以下の取引等については「賃貸借処理」が認められるようになりました。

⑵　消費税法上

平成19年度の税制改正により平成20年４月１日以後に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の引渡時に売買があったものとして、リース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を行うこととなっていました。

⑶　会計上と消費税法上のズレ

会計上では簡便的に300万円以下の取引等について「賃貸借処理」が認められるようになりましたが、消費税法上はあくまでもリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を行うこととなっていたため、経理実務が煩雑になることが懸念されていました。

⑷　結　論

以上のことから経理実務の煩雑さを考慮し、消費税法上、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、賃借人が「賃貸借処理」をしている場合には、従来どおりリース料支払時の属する課税期間ごとに仕入税額控除を行うことができることとなりました。

したがいまして、経理担当者の方々におかれましては、簡便的に「賃貸借処理」を行うことができる300万円以下の取引等については、決算に向けて特段資料等を収集する必要はございません。

なお、中小企業については、すべてのリース取引につき「賃貸借処理」を行うことができます。

＜参　考＞

リース取引の分類	会計処理	消費税の控除方法	
		原　則　法	**簡　便　法**
所有権移転外ファイナンス・リース取引	売　買　処　理	一括控除※1	—
	賃　貸　借　処　理	一　括　控　除　※1	**分　割　控　除　※2**

※１　一括控除

リース期間の初年度にその全額を仕入税額控除する方法です。

※２　分割控除

従来の取扱いと同様にそのリース料支払時の属する課税期間ごとに仕入税額控除する方法です。

※３　中小企業については、すべてのリース取引につき「賃貸借処理」を行うことができるため、上記※２の分割控除の方法により消費税の申告を行うことができます。

［３］　留意点

⑴　仕入税額控除の時期の変更について

リース期間の初年度に分割控除により仕入税額控除を行い、リース期間の２年目以降にその残額を一括して仕入税額控除を行うことは認められません。

⑵　一括控除と分割控除の併用について

Ａリース資産については一括控除を選択し、Ｂリース資産については分割控除を選択するというように、一括控除と分割控除の併用は認められます。

⑶　更正の請求について

分割控除を選択して消費税の申告をした場合に、後日、リース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括控除を受けたいとする更正の請求は認められません。

今回お知らせしましたリース取引につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本年も、皆様にはご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、日々精進してまいります。

引き続き、弊事務所および *Eiwa News* をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。